

「委任状（再調査の請求人用）」の記載要領

- 1 この「委任状（再調査の請求人用）」は、通則法第107条第1項《代理人》に規定する不服申立人が、
弁護士その他適当と認める者を代理人として選任する場合に使用します。
- 2 本文中の「____年__月__日付の（で）_____処分に対する再調査の請求に関する一切の行為」
の下線部分には、再調査の請求の対象とした処分の内容を、例えば次の下線部分のように記載してくだ
さい。
 - （元号）×年×月×日付の（で）（元号）×年分所得税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定
処分
 - （元号）×年×月×日付の（で）（元号）×年分、（元号）×年分及び（元号）×年分所得税の各
更正処分並びに過少申告加算税の各賦課決定処分
 - （元号）×年×月×日付の（で） 自（元号）×年×月×日 及び 自（元号）×年×月×日 事業年度分
至（元号）×年×月×日 至（元号）×年×月×日
法人税の重加算税の各賦課決定処分
 - （元号）×年×月×日付の（で） 自（元号）×年×月×日 課税期間分消費税及び地方消費税の決定
至（元号）×年×月×日
処分並びに無申告加算税の賦課決定処分
 - （元号）×年×月×日付の（で）源泉徴収に係る所得税××円の納税告知処分及び不納付加算税×
×円の賦課決定処分
 - （元号）×年×月×日付の（で）所得税の青色申告の承認の取消処分
 - （元号）×年×月×日付の（で）酒税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分
 - （元号）×年×月×日付の（で）×××についてされた××差押処分
 - （元号）×年×月×日付の（で）×××のための国税徴収法第××条による第二次納税義務告知処
分
 - （元号）×年×月×日付の（で）（元号）×年分××税の納税の猶予不許可処分
 - （元号）×年×月×日付の（で）相続税延納申請却下処分